

# 小倉競輪実施事務等の 包括委託業務

## 事業者募集要項

北九州市公営競技局競輪事業課

令和6年9月

## 1 委託事業名

小倉競輪実施事務等の包括委託

## 2 事業の目的

小倉競輪の実施事務について、包括的に民間事業者へ委託することで、競輪実施事務の一層の効率化と集客・ファンサービスの向上等を図る。

また、北九州メディアドームの多目的利用について、競輪関係業務と一体的に管理運営を行うことで、業務間の調整を円滑にし、利用者の利便性及び認知度の向上を図る。

## 3 募集要項等の定義

本「事業者募集要項」及び「提案事項説明書」を併せたものを「募集要項等」という。

## 4 事業の実施場所

小倉競輪場（北九州メディアドーム）（北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号）  
サテライト若松（北九州市若松区南二島一丁目1番（ボートレース若松外向け発売所内））

## 5 委託期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）予定

契約締結日から令和7年3月31日までは事務作業期間とし、契約金額の支払いは同年4月1日から令和12年3月31日までの60箇月とする。

## 6 委託業務内容

委託を実施する範囲及び各業務については、提案事項説明書を参照のうえ、事業提案書を作成すること。

## 7 予算の上限額

10,152,000,000円

## 8 募集要項等の配付

募集要項と募集要項等様式集は、事務局のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス：

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouei-kyougi/329\\_00014.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouei-kyougi/329_00014.html)

## 9 説明会等の実施について

### (1) 募集要項等に係る説明会

#### ア 日時

令和6年9月19日（木） 午前9時30分

#### イ 場所

小倉競輪場会議室（北九州市小倉北区三萩野3-1-1）

### (2) 施設見学

#### ア 日時

令和6年9月19日（木） 説明会終了後（昼休憩を挟み、午後からになる可能性あり）

#### 場所

①小倉競輪場（北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号）

②サテライト若松（北九州市若松区南二島一丁目1番（ボートレース若松外向け発売所内））

### (3) 参加申込

説明会等への参加申込は、1応募者4名までとし、令和6年9月13日（金）までに、事前に募集要項等説明会参加申込書兼連絡先届出書（様式2）を事務局まで持参、FAX又はE-mailで提出すること。

## 10 応募資格等

### (1) 応募者の体制と資格要件

ア 応募する事業者は、次の資格要件をいずれも備えていること。

(ア) 競輪実施事務等について、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(イ) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。

イ 複数の事業者によって構成される共同事業体の参加は認めない。ただし、ア（イ）に該当しない事業者（以下「非警備事業者」という。）については、同要件を満たす事業者（以下「警備事業者」という。）とのみ共同事業体を結成して応募することができる。その場合、共同事業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の数は2者までとし、構成員の資格要件は次のとおりとする。

（ア） 非警備事業者については、競輪実施事務等について有資格業者名簿に記載されている者であること。

（イ） 警備事業者については、警備業法第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていることのほか、警備業について有資格業者名簿に記載されている者であること。

## （2） 応募者の制限

令和6年9月5日（木）から契約締結日までの間に、応募者（構成員を含む。）が次のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

イ 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号の規定に該当する場合

ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

（ア） 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないとき。

（イ） 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（ウ） 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（エ） 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（オ） 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（カ） 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

エ 本市から指名停止措置を受けている場合

オ 経営不振の状態（破産手続、会社更生手続又はその他類似の手続開始

- の申立てがなされたとき、特別清算手続又は会社整理手続が開始されたとき、銀行取引停止処分がなされたとき等)にある場合
- カ 納付すべき国税及び地方税を滞納している場合
- キ 本市と現在係争中の場合
- ク 事業者の選定に関して、自己の有利になる目的のため、「小倉競輪実施事務等の包括委託事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）」の委員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合
- ケ 他の団体の応募を妨害した場合
- コ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合
- ※ 上記失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがある。
- ※ 資格審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合、他の項目の評価を待たずに失格となることがある。

## 11 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、参加申込書等（募集要項等様式集参照）を事前に提出しなければ、事業提案書を提出できない。

### (1) 参加申込書等

応募者は、以下に記載する書類を順番にA4ファイルに綴じて、1セット提出すること（アは各2部、イ～ソは各1部）。

なお、ファイルの表紙に応募者の商号、名称、共同事業体の場合はその名称を記入すること。

- ア 企画提案参加申込書 (様式3)
  - ※ 1部は受付印を押印して応募者に返却する。
- イ 包括委託事業者資格確認申込書 (様式4)
- ウ 「小倉競輪実施事務等の包括委託事業者募集」に係る共同事業体協定書 (様式5)
  - ※ 共同事業体を結成して応募する場合のみ提出する。
- エ 委任状 (様式6)
  - ※ 共同事業体を結成して応募する場合のみ提出する。
- オ 団体概要 (様式7)
- カ 団体代表及び役員名簿 (様式8)
- キ 会社組織図 (任意様式)
- ク 警備業法の認定証の写し
  - ※ 警備業法第5条の認定証の写しを一部提出すること。
- ケ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書

※ 受付日前3ヶ月以内に発行されたもの

コ 経営比率計算書 (様式9)

サ 直近2年間の決算書 (任意様式)

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)

シ 直近2年間の事業報告書 (任意様式)

ス 直近2年間の附属明細書 (任意様式)

セ 直近の法人税申告書別表1及び4の写し

ソ 直近2年間の納税証明書

(納付すべき法人税、法人地方税、消費税及び地方消費税)

【オ～キ、ケ～ソについては、共同事業体の構成員全部について】

## (2) 参加申込書等の提出について

ア 提出先

事務局

イ 提出期間

令和6年9月5日(木)から令和6年9月30日(月)まで(土曜・日曜・休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

ウ 提出方法

参加申込書等の提出は、持参又は書留郵便でも受け付ける。ただし、郵送の場合は、令和6年9月30日(月)必着とする。

## 12 提案事項

- (1) 事業運営計画
- (2) 投票所の運営
- (3) 競輪実施事務
- (4) 集客・売上向上策
- (5) 貸館運営事務
- (6) 収支計画

## 13 事業提案書の作成要領

(1) 様式

事業提案書の様式は、提案事項説明書に従って作成し、A3版 横書き(字体は12ポイントの明朝体)で作成すること。

事業提案書の各ページの右下にページ番号を記入し、表紙をつけること。

表紙には、応募者の商号、名称、共同事業体の場合は名称及び連絡先を必ず記入すること。また、表紙の次のページに目次をつけること。

なお、各提案事項の記入にあたり、事業提案書の所定欄に納まりきれない場合は、別紙の形で可とする。また、データでの提出を併せて行うこと。

(2) 提出部数

15部 + データ（CD等電子媒体）

(3) 注意事項

使用言語及び通貨は、原則として日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとする。

## 14 応募に関する質問及び回答

応募に関する質問の受付と回答は次により行う。

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式1）により、1問につき質問書1枚を使用すること（様式はコピー可）。電話や口頭での質問は不可とし、持参、FAX又はE-mailのいずれかとする。

(2) 提出先

事務局

(3) 提出期間

質問書の提出期間は、令和6年9月19日（木）から令和6年9月30日（月）まで（土曜・日曜・休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 回答書

回答は、回答書で、全ての応募者に質問内容と併せて伝える（FAX又はE-mail）。

(5) その他

質問内容が、選定事務等に係るものについては受け付けない。

## 15 事業提案書の提出

応募者は、事業提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出先  
事務局

(2) 提出期間

令和6年10月9日(水)から令和6年11月5日(火)まで(土曜・日曜・休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

ただし、令和6年9月定例会市議会での補正予算成立状況によっては、募集を中止する場合がある。

(3) 提出方法

事業提案書の提出は、持参又は書留郵便でも受け付ける。ただし、郵送の場合は、令和6年11月5日(火)必着とする。

## 16 参加辞退について

参加申込書を提出した応募者が参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式10)を提出すること。

(1) 提出先  
事務局

(2) 提出期限

令和6年10月30日(水)まで

(3) 提出方法

参加辞退書の提出は、持参又は書留郵便でも受け付ける。ただし、郵送の場合は、令和6年10月30日(水)必着とする。

## 17 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定方法

ア 事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式による。

イ 事業者の選定は、学識経験者等の外部委員から構成する業者選定委員会において審査し、順位を決定する。

ウ 業者選定委員会では、応募者により提出された事業提案書の書類審査を実施する。

エ 応募者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により選定する。

(2) 選定基準

選定に当たっては、次の選定基準に基づき、審査を行う。

選定基準

審査項目		内容・着眼点等	配点
事業運営 計画	競輪事業の運営方針	・当該事業の目的及び小倉競輪の特色踏まえど のような運営方針で臨むのか。	40
	投票所に係る基本的な考え	・効率化とファンサービスの調和が取れた基本 方針を有しているか。 ・発払機の準備・運用をどのように行う方針か	
	売上向上に係る基本的な考え	・小倉競輪の特性を踏まえた売上向上を実現す るための基本的な考えと具体的な取組み	
	来場者増に向けた基本的な考え	・本場来場者の現状を踏まえた来場者増加を実 現するための基本的な考えと具体的な取組み	
	経費節減に係る基本的な考え	・収益確保に向けた経費削減についての基本的 な考え方や具体的な取組み	
	貸館運営に係る基本的な考え	・競輪場と多目的施設としての特性をふまえた、 地域に親しまれるための貸館運営についての 基本的な考え	
	個人情報保護・危機管理体制	・個人情報保護と日常の事故防止などの安全対 策や事故発生時の対応など危機管理に関する 基本的な考えと具体的な取組み	
	再委託に係る基本的な考え	・再委託業務の種類や再委託先の選定方法、監 督体制に係る考え方	
	地域貢献・イメージアップに係る基本的な考え	・公営競技の意義を踏まえたイメージアップ及 び地域貢献に対する基本的な考え	

審査項目		審査の視点	配点
事業運営計画 (つづき)	運営組織	・包括委託業務を円滑に遂行するための組織体制についての基本的な考えや具体的な組織・人員体制及び実現するための人的・財政基盤	
	受託料算定に係る基本的な考え	・包括委託業務を円滑に遂行するための受託料算定の基本的な考えと算定方法	
投票所の運営	小倉本場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票機器の配置は効率的か。</li> <li>・開設する投票所の配置形状がファンサービス及び効率化につながるか。</li> <li>・投票所の人員配置は効率的で、安定運営につながるか。</li> </ul>	9
	競輪祭		
	場間場外開催		
競輪実施事務	投票業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な業務遂行が期待できる内容か</li> <li>・事務の効率化、合理化が図れるか。</li> <li>・来場者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</li> <li>・来場者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</li> <li>・来場者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</li> </ul>	15
	映像・放送		
	警備		
	清掃		
	選手宿舎管理等		
	その他開催事務		
	施設管理		
集客・売上向上策	入場者数・売上額の見込み	・適切な数字が見込まれているか。	11
	ファンサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集客・売上向上につながる、独創的でインパクトがある提案か。</li> <li>・投票形態ごとに売上を増加させるための実施可能な提案があるか。</li> </ul>	
	広報宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミッドナイト競輪の売上向上につながる効果的な提案があるか。</li> <li>・新規顧客（特に20～40代）の開拓につながるか。</li> </ul>	

審査項目		審査の視点	配点
貸館運営 事務	利用者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的施設として、利用者の利便性や満足度の向上につながるか。</li> <li>・広報宣伝等による認知度の向上につながるか。</li> </ul>	5
	催事運営管理		
収支計画	経費見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行者に収益をもたらす考え方に基づき算定された見積額か。</li> <li>・業務に係る経費が妥当なものであるか。</li> <li>・業務の一部を再委託する場合、それが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。</li> </ul>	20
	収支計画		

## 18 選定結果の通知と公表

### (1) 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員（共同事業体については代表者）に文書で通知する。

### (2) 選定結果の公表

選定結果については、市のホームページ上において公表する。公表内容は、受託候補者の商号又は名称、応募者数、応募者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果、委員会における主な意見、市の主な選定理由

## 19 契約締結にあたっての留意点

(1) この提案公募は、提案内容を直ちに契約内容とするものではない。審査によって、第1位になった受託候補者と市が、提案事項に添って契約内容についての協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結するものとする。

(2) 市と第1位の受託候補者との協議において、双方が契約内容について合意に至らなかった場合は、市は第2位の者から順次、協議を行うことがある。

## 20 業務を実施するにあたっての留意事項

## (1) 関係法令の遵守

業務を実施するにあたっては、次に掲げる法令等を遵守し、適正な管理に努めること。ウ〜クの北九州市の法令等はホームページからダウンロードできる。

- ア 自転車競技法
- イ 自転車競技法施行規則
- ウ 北九州市自転車競走実施条例
- エ 北九州市自転車競走実施条例施行規程
- オ 北九州市自転車競走電話投票実施規程
- カ 北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程
- キ 北九州市自転車競技法第3条に基づく事務の委託に関する要綱
- ク 小倉競輪場の貸付及び管理に関する要綱
- ケ 地方自治法
- コ 労働基準法、労働安全衛生等の労働関係法
- サ 施設維持、設備保守点検に関する法規

## (2) 個人情報の取扱い

北九州市では、個人情報の保護を図るため、北九州市個人情報保護条例を定め、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ更正な運営を図っている。受託事業者においても、本条例及び北九州市個人情報保護条例施行規則の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行うこと。

## (3) 業務の再委託

受託者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、企画立案、事業運営等の基幹的業務以外の、清掃、保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

# 21 その他

## (1) 応募の無効

提案者につき、次のいずれかに該当する場合は、その応募は無効とする。

- ア この募集要項に示した参加資格のない者が応募した場合
- イ 参加申込書及び事業提案書等に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出した事業提案書と異なる内容のプレゼンテーションをした場合
- エ 公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合
- カ 一の応募者が複数の事業提案書を提出した場合

- キ 同一事項につき、2通り以上の提案がなされた場合
- ク 共同事業体の構成員のいずれかが、他の共同事業体の構成員として重複参加した場合
- ケ その他、募集要項等に違反すると認められた場合

(2) 応募に関する留意事項

- ア 応募者は、応募に係る書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 応募にあたり市が配付する募集要項等は、応募に係る検討材料としての目的以外に使用してはならない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標登録権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- エ 共同事業体の構成員の変更は認めない。ただし、やむをえない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- オ 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできない（軽微な修正を除く）。
- カ 応募に係る書類は返却しない。
- キ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ク 応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は提出された書類の全部又は一部を無償で使用する。また、提出された書類は北九州市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開する。

(3) 事務・業務の引継ぎについて

包括委託事業予定者とは、契約締結後、令和7年4月1日の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行っていく。その経費については事業予定者の負担とする。

なお、契約期間の終了により、次期包括委託事業者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく包括委託業務を遂行できるように引継ぎを行うものとする。

(4) 暴力団等の排除措置

選定結果通知後、応募団体（従業員を含む。）が、暴力団等である又は関わり合いがあると判明した場合、以下の措置をとる。

- ・包括委託事業者として契約締結をする前（包括委託事業予定者）…包括

委託の契約は行わない。

- ・包括委託事業者として契約締結した後…契約を取り消す。

#### (5) 契約金額

契約期間中に大幅に売上が減少するなど、競輪事業の収支に大きな変化が生じた場合は、受託者と市が協議し、契約内容及び契約金額の見直しを行うことがある。

## 22 今後のスケジュール（予定）

令和6年 9月19日	募集要項等説明会、施設見学
令和6年 9月30日	参加申込書等提出締切
令和6年 9月30日	質問書提出締切
令和6年11月 5日	事業提案書提出締切
令和6年12月上旬	事業予定者選定
令和7年 1月	包括委託契約締結

## 23 事務局（問い合わせ先）

北九州市公営競技局 競輪事業課 管理係

担 当：渡辺（わたなべ）・池末（いけすえ）

住 所：〒802-0065 福岡県北九州市小倉北区三萩野三丁目1-1

電 話：093-941-0945 FAX：093-941-1747

E-mail：kouei-keirin@city.kitakyushu.lg.jp

ホームページアドレス：

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouei-kyougi/kouei-keirin.html>